

コロナに負けるな！学生生活応援！

大学生等生活応援給付金

給付事業受付開始！

令和3年3月15日(月)

コロナウィルス感染症拡大により、収入減少、オンライン講義による新たな環境への適応など、コロナ渦の学生生活は大きな経済的影響を受けています。智頭町在住または智頭町出身の大学生等の生活を応援するために給付金を給付します。

給付金額

10万円/1人（1回限りの交付とする）

給付対象者

- ・智頭町在住または智頭町出身の大学生等の保護者（①保護者は本町の住民基本台帳に記載されていること②大学生等は入学前または現在、本町の住民基本台帳に記載されていること）
- ・上記の大学生とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、大学院、短期大学、高等専門学校（第4学年及び第5学年に限る。）、専修学校もしくは各種学校、また前述に準ずる教育施設に通う学生。
- ・令和2年度または令和3年度に大学生等であること。

申請方法

別紙の智頭町大学生等生活応援給付金支給申請書兼請求書に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、智頭町役場企画課へご持参ください。申請書は智頭町役場企画課でお受け取りいただくか、町ホームページでダウンロードしてください。

申込締切

令和3年10月29日（金）